

県南広域振興局長告示第94号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年10月10日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
胆沢郡金ヶ崎町西根大谷7番5及び8番5	47.70	6.00	令和7年9月29日
胆沢郡金ヶ崎町西根下谷地72番1、73番1及び72番1地 先認定外道路	61.20	6.00	〃

備考 関係図書は、県南広域振興局土木部及び金ヶ崎町役場に備えておいて縦覧に供する。